

# 土木学会誌編集委員会内規

平成 14 年 1 月 25 日 制定  
平成 18 年 6 月 16 日 改正

## (目的)

第 1 条 土木学会誌編集委員会（以下「委員会」という。）は、学会誌を編集し刊行することを目的とする。

## (活動)

第 2 条 委員会は、次の業務を行う。

- (1)土木学会誌の編集および刊行。
- (2)土木学会誌叢書の編集。

## (構成)

第 3 条 組織構成は、編集委員会とする。ただし、編集委員会は、必要に応じて班を設置できる。

2 委員会の構成員は、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事長 1 名、委員（含 支部選出委員）60 名以内とし、必要に応じて特別委員を任命することができる。

3 業務は次のとおりとする。

委員長は、編集委員会を総理・代表し、学会誌を編集総括する。

副委員長は、委員長を補佐し、主として、総務・人事・財務・契約等を担当する。

幹事長は、委員長を補佐し、主として、企画・編集・渉外・会議運営等を担当する。

委員は、業務を担当する。

特別委員は、特命の業務を担当する。

業務遂行上、班を設ける。

## (委員長・委員等の選出方法と任期)

第 4 条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

(1)委員長は、社会コミュニケーション部門の主査理事の推薦を受け、理事会の承認を得て会長が指名する。

(2)副委員長、幹事長は、委員長が指名する。

(3)委員、特別委員は、委員長が、副委員長および幹事長と協議の上、指名する。

2 委員（委員長・副委員長・幹事長を含む）の任期は 2 年とする。必要であれば再任を妨げ

ない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。委員会は、原則として月1回開催する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催にかえることができる。

(著作権)

第6条 土木学会誌に掲載する著作物の著作権(著作権法 第27条、第28条に定める権利を含む)は土木学会に帰属(譲渡)する。

- 2 記事提出時または投稿時には(様式-1)に定める用紙を提出のこと。
- 3 著作者自らが、著作物の全文、または一部を複製、翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会は原則として、その利用を妨げない。ただし、その利用にあたっては、本会へ通知しなければならない。
- 4 第三者から著作物の全文または一部の複製利用(翻訳として利用する場合を含む)の申し込みを受けたときには、本会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを許諾することができる。この場合、本会は著作者に著作物利用の概要を通知する。

(事務局)

第7条 土木学会における担当部署は、編集課とする。

(内規の改正)

第8条 本内規の改正は、理事会の承認により行う。